

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る船員保険料を事業主（A会、以下同じ）により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日に係る記録を昭和19年5月25日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を18年9月から19年1月までは55円、同年2月から同年4月までは65円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間①の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における資格喪失日（昭和21年7月1日）及び資格取得日（昭和21年10月1日）に係る記録を取り消し、申立期間②の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年9月18日から19年5月25日まで
② 昭和21年7月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間①については、昭和18年8月4日から19年5月24日までの期間において、B株式会社（現在は、株式会社C）所有のD丸に乗り込んでいたが、船員保険被保険者資格の喪失日は18年9月18日と記録されている。

また、申立期間②については、昭和19年8月17日から22年3月26日までの期間において、B株式会社所有のE丸に乗り込んでいたが、21年7月1日から同年10月1日までの期間が、船員保険の被保険者期間として記録されていない。

両申立期間について、F株式会社（B株式会社の承継会社。現在は、株式会社C）から交付された「乗船下船記録」を所有しているので、

両申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管している「乗船下船記録」及び株式会社Cが保管している「乗下船者氏名索引簿」の記録から判断すると、申立人が、申立期間①を含む昭和18年8月4日から19年5月24日までの期間において、B株式会社が所有するD丸に乗り込んでいたことが認められる。

また、申立人が保管している「乗船下船記録」によると、船員保険被保険者資格の喪失日として記録されている昭和18年9月18日の欄には、「昇」と記載されているとともに、申立人の給与支給額が増額したことが確認できることなどから判断すると、同日は昇給日であったと考えられ、申立人が、同日において被保険者資格を喪失する事情は見当たらない。

さらに、株式会社Cから、申立期間①当時、D丸は、船舶を国の統制下に置くために設置されたA会に管理されていた船舶であるとの供述を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、A会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人が保管する「乗船下船記録」の給与額の記録から、昭和18年9月から19年1月までは55円、同年2月から同年4月までは65円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、オンライン記録において、昭和19年8月17日に船員保険被保険者の資格を取得し、21年7月1日に資格を喪失後、同年10月1日に同社において再度資格を取得しており、申立期間②に係る被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が保管している「乗船下船記録」及び株式会社Cが保管している「乗下船者氏名索引簿」の記録から判断すると、申立人が、申立期間②を含む昭和19年8月17日から22年3月26日までの期間において、B株式会社が所有するE丸に乗り込んでいたことが認められる。

また、申立人が保管している「乗船下船記録」によると、船員保険被保

険者資格の喪失日として記録されている昭和 21 年 7 月 1 日の欄には、申立期間①と同様に「昇」と記載されているとともに、申立人の給与支給額が増額したことが確認できることなどから判断すると、同日は昇給日であったと考えられ、申立人が、同日において被保険者資格を喪失する事情は見当たらない。

加えて、株式会社Cから、申立期間②当時、E丸は、船舶を国の統制下に置くために設置されたA会に管理されていた船舶であるとの供述を得ている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間②について、A会における船員保険の被保険者として、事業主により船員保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が保管する「乗船下船記録」の給与額の記録から、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間②に係る船員保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、申立事業所は既に解散しており確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 21 年 7 月から同年 9 月までの船員保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から48年3月まで

私は、申立期間当時、A市に居住しており大学生であったが、実家であるB市において、母が私の代わりに国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていた。

株式会社C（現在は、株式会社D）へ入社後、母から受け取った国民年金手帳を庶務担当者に提出した記憶があるので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、学生であった申立期間において、母が申立人に代わって国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立期間当時、A市及びB市において申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、ほかに申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、株式会社Cに入社後、母から受け取った国民年金手帳を庶務担当者に提出したと主張しているが、申立期間当時の株式会社Cの庶務担当者は、「会社として従業員の国民年金手帳を預かることは無く、申立人の国民年金手帳を預かったことは無い。」と供述している上、株式会社Dの総務部は、「申立期間当時、厚生年金保険については、厚生年金

保険被保険者証又は年金手帳を従業員から預かっていたことがあるが、国民年金手帳を従業員から預かって当社で管理していたことは無い。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 20 日から 59 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間において、A事業所（現在は、B事業所）に臨時的任用職員として採用され、C学校で勤務した。

同じく、臨時的任用職員としてC学校に勤務した昭和 59 年 4 月以降の期間については厚生年金保険の被保険者記録があるので、申立期間についても、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D会発行の履歴証明書及び複数の同僚の供述から、申立期間のうち昭和 58 年 8 月 16 日から 59 年 3 月 31 日までの期間において、A事業所に臨時的任用職員として採用され、C学校で勤務していたことが推認できる。

しかし、B事業所は、「申立期間当時は、任用期間が2か月と1日以上ある臨時的任用職員であっても、厚生年金保険の加入は本人の希望に任せていた。」と回答しており、A事業所の当時の複数の人事及び給与事務担当者は、「任用期間が2か月と1日以上ある臨時的任用職員を全員厚生年金保険に加入させる取扱いとしたのは昭和 63 年度以降である。」と供述している。

また、B事業所が保管する臨時的任用職員の名簿から、昭和 58 年度に同事業所管内の学校に臨時的任用職員として勤務し、任用期間が2か月と1日以上ある者 63 人のうち 12 人は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、前述の臨時的任用職員の名簿及び被保険者原票において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できた 51 人のうち、11 人は、任用期間の

中途から被保険者となっているなど任用期間と厚生年金保険の被保険者記録が一致していないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間当時、同事業所においては、臨時的任用職員全員について、必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況とともに、厚生年金保険に加入させた場合であっても、必ずしも任用と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

また、申立期間当時のA事業所における給与事務担当者は既に死亡しており、具体的な供述を得ることができない上、前述の臨時的任用職員の名簿から、申立期間当時、同事業所管内の学校に臨時的任用職員として勤務していたことが確認できる同僚から、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の加入状況及び保険料等の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月 1 日から平成 9 年 5 月 1 日まで
私は、申立期間においてはA株式会社（現在は、株式会社B）に勤務していたが、私が所持する平成 9 年 3 月分の給与明細書とねんきん定期便を比較したところ、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額が記録されている上、社会保険事務所（当時）が記録する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額の 2 倍の保険料が給与から控除されていることが確認できるので、実際の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 9 年 3 月の給与明細書から、オンライン記録における同年 3 月の標準報酬月額を超える給与額が支給されていること及び当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額の 2 倍の保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、株式会社Bの人事部門を担当する株式会社Cは、「A株式会社は、平成 10 年に株式会社Bと合併したが、両社の合併にともない、A株式会社の給与計算システムを株式会社Bの給与計算システムに統合するため、9 年 3 月の給与から締切り日等を変更した。当該変更において、同年 3 月は、同年 2 月 15 日から同年 3 月 31 日までの 1 か月半の給与が支給されるとともに、厚生年金保険料は翌月控除としていたものを当月控除としたため、同年 3 月の給与からは、同年 2 月及び同年 3 月の 2 か月分の保険料を控除した。」と回答している。

また、株式会社Cから提出された、A株式会社に勤務したとする従業員

に係る平成9年2月から同年4月までの期間の給与明細書を確認したところ、同年3月の給与は、同年2月及び同年4月の給与と比較して支給総額が5割増しとなっており、厚生年金保険料は2か月分控除されていることが確認できる上、オンライン記録から、同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「給与が5割増しで支給されたことがあった。」と供述していることなどから判断すると、申立人の同社における同年3月の給与は、締切り日や厚生年金保険料の控除などの取扱いが変更されたことにより、オンライン記録における標準報酬月額より高額な給与が支給されるとともに、厚生年金保険料は給与から同年2月及び同年3月の2か月分が控除されたものと考えられる。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時、A株式会社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、同社における自身の標準報酬月額について、「記録されている標準報酬月額に誤りがあるとは思わない。」と回答している上、申立人及び同僚の標準報酬月額がさかのぼって訂正されるなどの不自然な形跡は見受けられない。

加えて、申立人は、申立期間のうち平成9年3月以外の給与明細書を所持していない上、事業主は申立人に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立期間のうち、同年3月以外の期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認できる関連資料は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。